

高知県警察本部訓令第24号

警察本部
警察署

高知県警察情報処理能力検定規程を次のように定める。

平成5年12月21日

高知県警察本部長 小林 幸二

高知県警察情報処理能力検定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の情報処理能力検定(以下「能力検定」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第2条 能力検定は、職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第3条 能力検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施)

第4条 初級及び中級の能力検定は、本部長が筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

(合格者台帳への記載)

第5条 本部長は、能力検定に合格した者を合格者台帳に記載しなければならない。

2 前項に規定する合格者台帳は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)により調製することができる。

(特例)

第6条 本部長は、初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認められる者については、能力検定を行わずに、これを当該級位に合格したものとし、合格者台帳に記載することができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、能力検定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成6年1月4日から施行する。

附 則（平成27年3月本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月本部訓令第19号）

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

級位	知 識 及 び 技 能
初級	<ol style="list-style-type: none">1 警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年3月警察庁訓令第3号）第2条第5号に定める警察情報システム及び都道府県警察において警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機（以下「警察情報システム等」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の基本的な操作に必要なもの
中級	<ol style="list-style-type: none">1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するため又は上司の指導の下、警察情報システム等を設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システム等の操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの
上級	<ol style="list-style-type: none">1 自ら警察情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの

（別記様式省略）